

第 1 章



次世代育成支援の基本的な考え方

第1章 次世代育成支援の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国は、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「法」という。)を制定し、地方公共団体および事業主は行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位推計)」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討がすすめられ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を、「車の両輪」としてすすめていく必要があるとされています。

小牧市(以下「本市」という。)では、国の動きに合わせて平成17年3月に「小牧市次世代育成支援対策行動計画」(計画期間 平成17～21年度)(以下「前期計画」という。)を策定し、計画に基づき少子化対策のための関連施策を推進してきました。

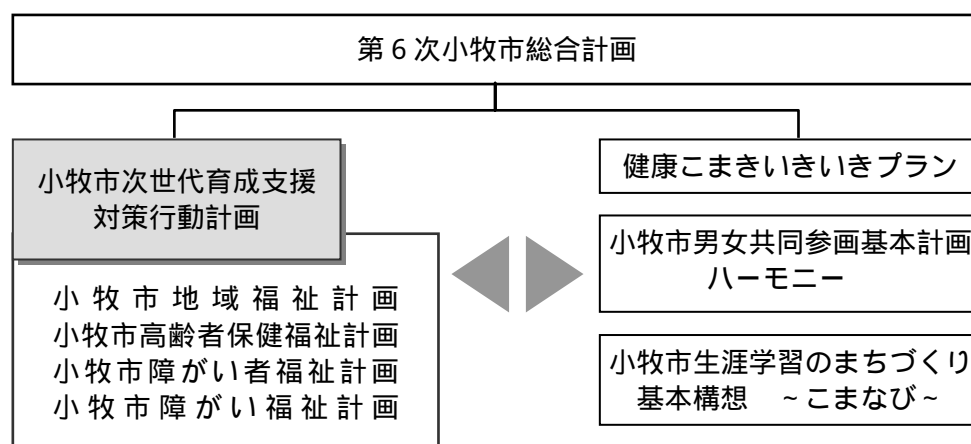
そして、平成20年度には後期行動計画策定のための基礎資料とするアンケート調査を実施、平成21年度に前期行動計画の評価を行い、少子化の進行抑制に向けて、平成22年度から始まる後期行動計画(計画期間 平成22～26年度)(以下「後期計画」という。)を策定しました。



2 計画の性格

行動計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画）や、障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する障害者計画）など、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和が保たれたものとします。

また、地方自治法（昭和22年法律第69号）第2条第4項の基本構想に即したものとします。



3 計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画）は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐために策定する行動計画（後期計画）は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、平成21年度中に策定しました。

平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計画 策定	前期計画									
					見直し	後期計画（今回策定した計画）				

4 計画の見直し体制

次世代育成支援対策の推進にあたっては、それぞれの地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら地域の実情に応じた取り組みをすすめてきました。

計画の見直しにあたっては、市民の意向など市民ニーズを反映した計画とするためのアンケート調査を行い、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する次世代育成支援対策行動計画推進委員会、庁内の関係部署をはじめ多くの関係者が参加できる策定体制を構築して、前期計画の評価と後期計画の策定に協力していただきました。

■ 小牧市行動計画の見直し体制図

